

# 出生届を出された方へ

赤ちゃんのご誕生  
おめでとうございます。

## 名古屋市内にお住まいの方

手続きに行かれる前に、母子健康手帳別冊についているはがき等（子ども医療・出生報告）に必要な事項を記入しておいてください。

チェック  母子健康手帳について

母子健康手帳に出生届出済の証明がお済みでない方は、出生届を届け出られた区役所の市民課（支所に届け出られた方は支所市民係）へ。

1階⑤窓口

チェック  特別永住許可申請について

ご両親が特別永住者の方の場合、お子様の特別永住許可申請が必要となります。出生届を閉庁時に出された場合、後日お住まいの区の区役所の市民課（支所管内にお住まいの方は支所市民係）で特別永住許可申請を行って頂く必要がございます。特別永住許可申請時の必要書類については市民課（又は市民係）へおたずねください。

1階⑤窓口

チェック  子ども医療証について

お子様が加入される予定の健康保険証をお持ちになり、お住まいの区の区役所の保険年金課（支所管内にお住まいの方は支所保険係）へ。

1階⑥窓口

チェック  出産育児一時金について（国民健康保険に加入の方）

国民健康保険証、印鑑（スタンプ印は除く）、出産を証明するもの（母子健康手帳等）、医療機関等との直接支払制度についての合意文書、領収書、国民健康保険の世帯主名義の口座の番号のわかるもの（預金通帳等）をお持ちになり、お住まいの区の区役所の保険年金課（または支所保険係）へ。  
直接支払制度の利用により、全額が医療機関等に支払われた場合は、お手続きの必要はありません。

その他の健康保険に加入の方は、勤務先等でおたずねください。

1階⑥窓口

チェック  児童手当について（手続きが必要です。）

申請の翌月分から対象となります。ただし、出生日の翌日から15日以内に申請すれば、出生日の属する月の翌月分から対象となります。お住まいの区の区役所の民生子ども課（支所管内にお住まいの方は支所保護・子ども係）へ。公務員の方も派遣・出向等の理由により、市区町村への申請となる場合がありますので、必ず勤務先で確認してください。

2階①窓口

チェック  保健センターへの出生報告と新生児等家庭訪問について

母と子の健康のために（母子健康手帳別冊）の綴じ込みのはがき（出生報告）に必要な事項を記入して、お住まいの区の保健センターへ。

赤ちゃんがお生まれになったすべてのご家庭を生後4か月ごろまでに保健センターから助産師や保健師が訪問して、育児の相談等をお受けしています。

5階③窓口

チェック  赤ちゃん訪問事業について

初めての赤ちゃんが誕生したご家庭に主任児童委員・児童委員が訪問して、地域の子育て支援情報等をお届けしています。

特に申請の必要はありませんが、不明な点がありましたら、お住まいの区の区役所の民生子ども課へ。

2階①窓口

（裏面もご覧ください）

チェック  
♡  産前産後期間の国民年金保険料の免除について

国民年金第1号被保険者の方は平成31年4月から、出産日（出産前に届出をする場合は出産予定日）が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産日が属する3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除されます。母子健康手帳等、出産日を明らかにする書類をお持ちになり、お住いの区の区役所保険年金課（または支所保険係）へ。

その他の年金制度に加入の方は、勤務先等でおたずねください。

1階⑦窓口

チェック  
♡  障害年金の子の加算について

障害年金を受給している方にお子様生まれた場合は障害年金に加算がされます。手続きがお済みでない方はお住まい区の区役所保険年金課、支所保険係またはお近くの年金事務所にご相談ください。

1階⑦窓口

チェック  
♡  通知カードについて

後日簡易書留郵便で、通知カードが配達されます。手続きは不要です。

※ 詳しくはそれぞれの担当窓口へおたずねください。

※ 名古屋市以外にお住まいの方は、住所地の市区町村役場でおたずねください。

このチラシは平成31年4月時点のものです。